

# 「特別警報」が始まります。

—平成25年8月末までに運用を開始します—

気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表します。

特別警報は、「東日本大震災」における津波や、「平成23年台風第12号」による豪雨、「伊勢湾台風」による高潮のような、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

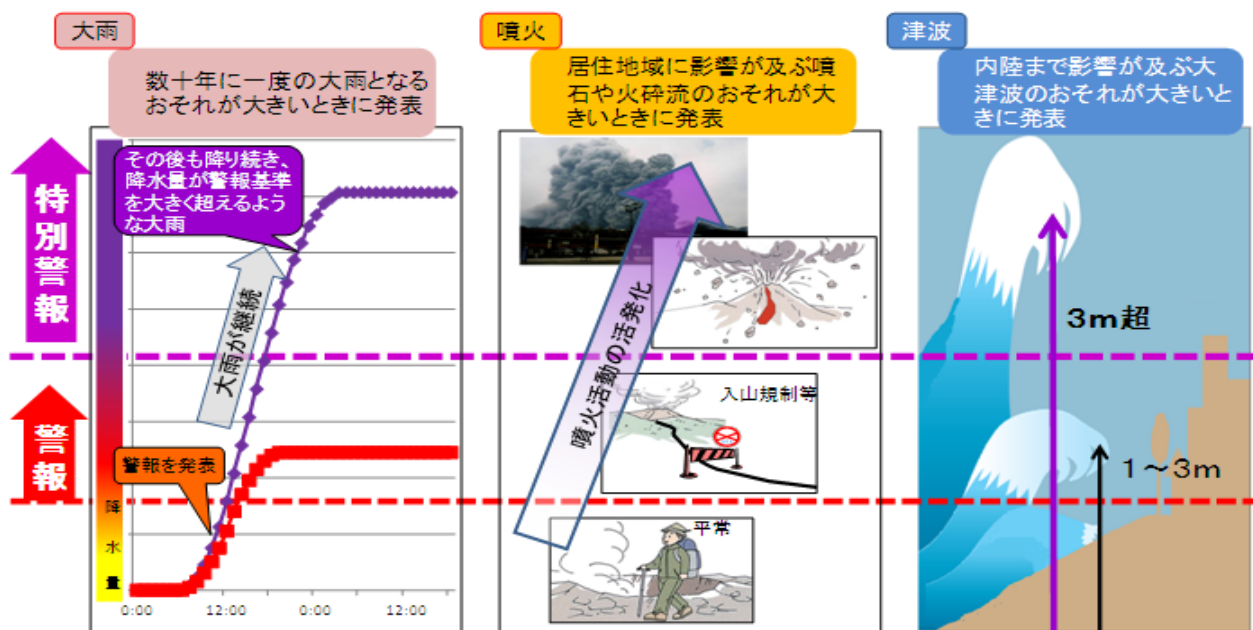
※ それぞれの災害にはリンクを設定しています。詳細な気象状況や被害状況を確認することができます。

津波、噴火、地震については、現行の警報のうち危険度が高いレベルのものを特別警報に位置づける予定です。

- 津波については、大津波警報を特別警報に位置づける予定です。
- 地震動については、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上の揺れを予想したものを特別警報に位置づける予定です。

※ 「噴火」の位置づけについては、気象庁ホームページをご覧ください。

## 「特別警報」イメージ



詳しくは：<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

宮古島地方気象台

検索

宮古島地方気象台ホームページ  
<http://www.jma-net.go.jp/miyako/>

お問い合わせ先： 宮古島地方気象台防災業務課

TEL：0980-72-3054 (平日のみ/8:30~17:15)